intage group
Know today, Power tomorrow

# 第44回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催情報

**日時**
平成28年6月17日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時15分）

**場所**
〒101-0022 東京都千代田区神田練塀町3番地
富士ソフト アキバプラザ
5階 アキバホール

**決議事項**
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である者を除く）の報酬額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

株主総会にご出席いただけない場合

| 議決権行使期限 | 平成28年6月16日（木曜日）午後5時30分まで |
|---|---|

目次


03 第44回定時株主総会招集ご通知
07 株主総会参考書類
24 事業報告
51 連結計算書類
54 計算書類
57 監査報告書
63 （ご参考）インテージグループレポート



株式会社インテージホールディングス
証券コード：4326

ごあいさつ

# 当期はおかげさまで増収増益を達成いたしました。新たな「THE INTAGE GROUP WAY」のもと、より一層の飛躍を目指してまいります。



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社第44回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申しあげます。

当期は第11次中期経営計画の2年目にあたり、“リノベーション＆イノベーション”をテーマに、主力事業の再強化に加え、重点領域であるコミュニケーション領域におけるサービス拡大にも注力してまいりました。同時に、当社グループが描く成長戦略に沿った新セグメントの導入、グループフォーメーションの再編等をおこなった結果、23期連続の増収および4期連続の増益を達成することができました。

また、創業55周年でもあった当期においてはコーポレートアイデンティティを見直し、グループビジョン・行動指針を含む新たな「THE INTAGE GROUP WAY」を発表いたしました。グループのコアコンピタンスである「情報力」を武器に、インテージグループらしさを最大限に活かし、新しい「THE INTAGE GROUP WAY」にふさわしい事業活動を通して、さまざまなステークホルダーから選ばれる企業体を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

平成28年6月

株式会社インテージホールディングス
代表取締役社長

宮首賢治

## THE INTAGE GROUP WAY

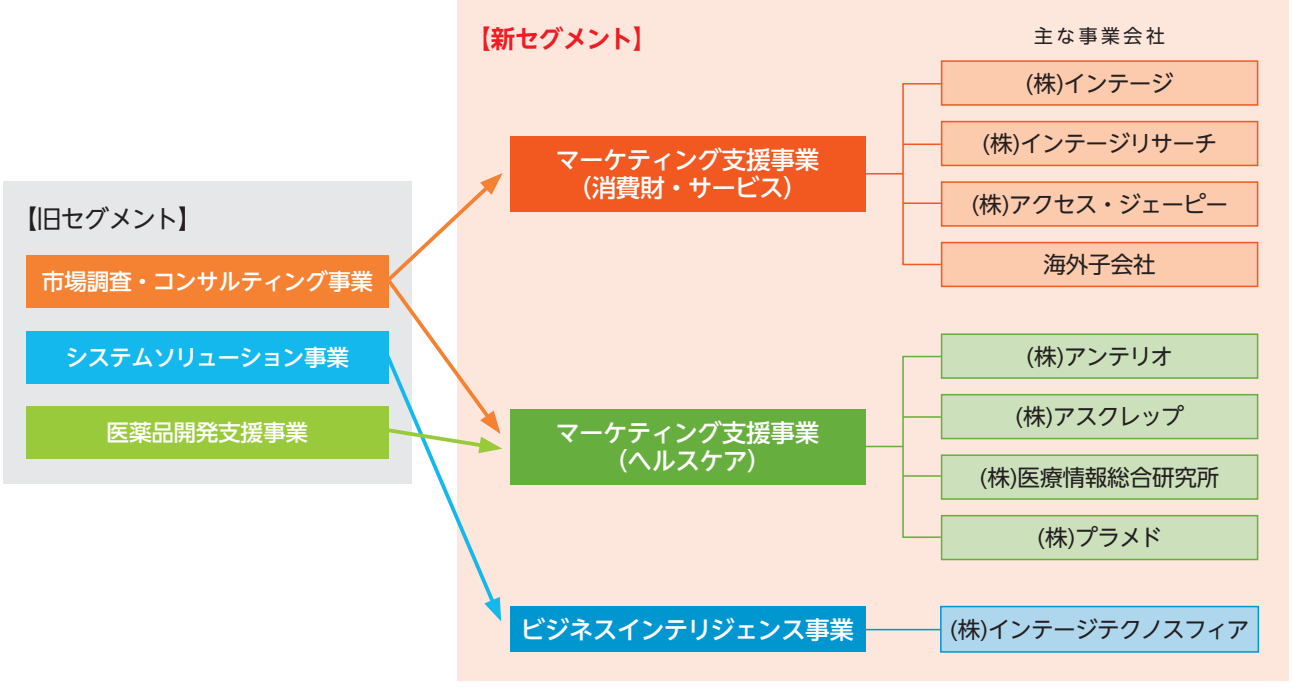
# 知る、つなぐ、未来を拓く

*Know today, Power tomorrow*

お客様と生活者をつなぐ架け橋として、
豊かで可能性の広がる社会を創造する

### セグメントの変更について

当連結会計年度より報告セグメントを従来の提供サービスをベースとした３区分から顧客業界と提供サービスをベースとした「マーケティング支援（消費財・サービス）」事業、「マーケティング支援（ヘルスケア）」事業、「ビジネスインテリジェンス」事業の３区分に変更しております。



株主各位

証券コード4326
平成28年６月１日
東京都千代田区神田練塀町３ 番地
インテージ秋葉原ビル
**株式会社インテージホールディングス**
代表取締役社長　**宮首 賢治**

# 第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**なお、当日ご欠席の場合は、以下のいずれかの方法により議決権をご行使いただくことができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

【議決権行使書による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月16日(木曜日)午後5時30分までに到着するよう、ご返送ください。

【インターネットによる議決権行使】

後記の「インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点」をご参照のうえ、インターネットにより議決権行使サイト(**http://www.evote.jp/**)にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって平成28年6月16日(木曜日)午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

敬　具

## 記

**日　時**　平成28年6月17日(金曜日)
午前10時

**場　所**　〒101−0022
東京都千代田区神田練塀町3番地
富士ソフト　アキバプラザ
5階　アキバホール

## 目的事項

### 報告事項

1. 第44期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第44期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

## 決議事項

**第1号議案** 剰余金処分の件
**第2号議案** 定款一部変更の件
**第3号議案** 取締役(監査等委員である者を除く)4名選任の件
**第4号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件
**第5号議案** 取締役(監査等委員である者を除く)の報酬額決定の件
**第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

## 招集にあたっての決定事項

(1)議決権行使書による方法とインターネットによる方法の両方で議決権をご行使された場合は、インターネットによる方法を有効といたします。

(2)インターネットによる方法で複数回議決権をご行使された場合は、最後の議決権行使を有効といたします。

(3)議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申しあげます。

以　上

当日ご来場の際には、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
**また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名様限りとさせていただきます。**

### お知らせ

①本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、当社ホームページ(http://www.intageholdings.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

②株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類につき、修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページにて、修正後の内容を開示いたします。

③本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に当社ホームページに開示いたしました。

# 議決権行使のお願い

株主様における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。議決権の行使には、以下の３つの方法がございます。

## 株主総会ご出席

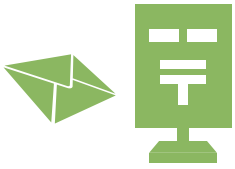


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会開催日時

平成28年6月17日
午前10時

## 郵　送

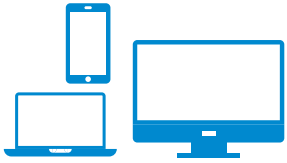


同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成28年6月16日
午後5時30分到着分まで

## インターネット



当社指定の議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

平成28年6月16日
午後5時30分まで

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

### 第１号・第２号・第５号・第６号議案

- 賛成の場合　「賛」の欄に○印を
- 反対の場合　「否」の欄に○印を

### 第３号・第４号議案

- 全員賛成の場合　「賛」の欄に○印を
- 全員反対の場合　「否」の欄に○印を
- 一部の候補者を反対される場合　「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号をご記入ください。

※当日ご出席の場合は、議決権行使書のご返送又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、平成28年6月16日（木曜日）午後5時30分までに行使ください。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書のご返送又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 1 議決権行使サイトについて

①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。)

②パソコン、スマートフォン又は携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

### 2 インターネットによる議決権行使方法について

①議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

②株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

①郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

**システム等に関するお問い合わせ**

**三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）**
**0120-173-027**（通話料無料/受付時間 9:00～21:00）

**機関投資家の皆様へ：**議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

## 第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけており、グループ経営の成果であります連結業績をベースに、配当と内部留保のバランスを考慮した利益配分を行うことを基本的な考え方としております。配当につきましては、目標として連結配当性向30％を目安にしており、内部留保資金につきましては、当社グループの成長性と収益性を継続して高めていくための投資等に活用し、今後の業績向上に努めることで、株主の皆様に還元させていただく所存であります。

第44期の期末配当につきましては、当期の連結業績及び上記方針を勘案しつつ、１株32.50円とさせていただきたいと存じます。この場合、当期の親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当額の比率である連結配当性向は28.1％となります。

１．（第44期）期末配当に関する事項

①　配当財産の種類

金銭

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金32.50円

（この場合の配当総額は653,669,640円）

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月20日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

## 第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実と企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下「改正会社法」といいます）により創設された「監査等委員会設置会社」へ移行することといたしたいと存じます。

　これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、経営の効率性を高め、権限委譲による迅速な意思決定を可能にするための取締役への権限委任に関する規定の新設、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 改正会社法により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が取締役（業務執行取締役等であるものを除きます）に拡大されたため、規定を変更するものであります。

　なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 本議案は、本総会終結の時をもって、変更の効力が生じるものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線の部分は変更箇所を示しております。）

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| 第１章　総　則 | 第１章　総　則 |
| 第１条～第３条　（条文省略） | 第１条～第３条　（現行どおり） |
| 第４条（機関）<br>　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br>(3) 監査役会<br>(4) 会計監査人 | 第４条（機関）<br>　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>　（削除）<br>(2) 監査等委員会<br>(3) 会計監査人 |

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| 第４章　取締役および取締役会 | 第４章　取締役および取締役会 |
| 第２１条（員　数）<br>当会社の取締役は、２０名以内とする。 | 第２１条（員　数）<br>当会社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下「監査等委員でない取締役」という。）は、１０名以内とする。 |
| （新設） | ２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。 |
| 第２２条（選　任）<br>（新設）<br>（新設） | 第２２条（選　任）<br>取締役は、株主総会において選任する。<br>２　前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別してしなければならない。 |
| 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<br>２　取締役の選任決議は、累積投票によらない。 | ３　取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<br>４　取締役の選任決議は、累積投票によらない。 |
| 第２３条（任　期）<br>取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br>（新設） | 第２３条（任　期）<br>監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br>２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 |
| （新設） | ３　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 |
| （新設） | ４　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 |
| 第２４条（代表取締役および役付取締役）<br>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。<br>２　取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。 | 第２４条（代表取締役および役付取締役）<br>取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。<br>２　取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。 |

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| 第２５条（取締役会の招集権者および議長）<br>（条文省略）<br>２　取締役社長に差し支えあるとき、または欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。<br>（新設） | 第２５条（取締役会の招集権者および議長）<br>（現行どおり）<br>２　取締役社長に差し支えあるとき、または欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。<br>３　前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。 |
| 第２６条（取締役会の招集通知）<br>　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 | 第２６条（取締役会の招集通知）<br>　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 |
| 第２７条（取締役会の決議の省略）<br>（条文省略） | 第２７条（取締役会の決議の省略）<br>（現行どおり） |
| （新設） | 第２８条（重要な業務執行の決定の委任）<br>　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の定めるところに従い、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 |
| （新設） | 第２９条（取締役会規則）<br>　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規則」による。 |
| （新設） | 第３０条（取締役の報酬等）<br>　取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。 |

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| 第２８条（取締役の責任免除）<br>　（条文省略）<br>２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 | 第３１条（取締役の責任免除）<br>　（現行どおり）<br>２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（同法第２条第１５号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| 第５章　監査役および監査役会 | 第５章　監査等委員会 |
| 第２９条（員　数）<br>　当会社の監査役は、４名以内とする。 | （削除） |
| 第３０条（選　任）<br>　監査役の選任決議は、株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | （削除） |
| 第３１条（任　期）<br>　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 | （削除） |
| 第３２条（補欠監査役）<br>　法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。<br>２　補欠監査役の選任決議の定足数は、第３０条の規定を準用する。<br>３　第１項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。<br>４　補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 | （削除） |
| 第３３条（常勤の監査役）<br>　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 | （削除） |

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| 第３４条（監査役会の招集通知）<br>　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 | （削除） |
| 第３５条（監査役の責任免除）<br>　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br>２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 | （削除） |
| （新設） | 第３２条（監査等委員会の招集通知）<br>　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 |
| （新設） | 第３３条（常勤の監査等委員）<br>　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 |
| （新設） | 第３４条（監査等委員会規則）<br>　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規則」による。 |
| （新設） | 第６章　会計監査人 |
| （新設） | 第３５条（会計監査人の選任）<br>　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 |

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （新設） | 第３６条（会計監査人の報酬等）<br>　会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。 |
| 第３６条（会計監査人の責任免除）<br>（条文省略） | 第３７条（会計監査人の責任免除）<br>（現行どおり） |
| 第6章　計　算 | 第7章　計　算 |
| 第３７条（事業年度）<br>（条文省略） | 第３８条（事業年度）<br>（現行どおり） |
| 第３８条（剰余金の配当の基準日）<br>（条文省略） | 第３９条（剰余金の配当の基準日）<br>（現行どおり） |
| 第３９条（中間配当）<br>（条文省略） | 第４０条（中間配当）<br>（現行どおり） |
| 第４０条（配当金の除斥期間）<br>（条文省略） | 第４１条（配当金の除斥期間）<br>（現行どおり） |
| （新設） | 附　則 |
| （新設） | 第１条（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置）<br>　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、平成２８年３月３１日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する同法第４２３条第１項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 |

## 第３号議案　取締役（監査等委員である者を除く）４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現任取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である者を除く）４名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

取締役（監査等委員である者を除く）候補者は、次のとおりであります。

### 1. 宮首（ミヤクビ） 賢治（ケンジ）　再任

| | |
|---|---|
| 生年月日 | 昭和32年12月10日 |
| 所有当社株式数 | 32,200株 |
| 在任期間 | ９年 |
| 現在の地位・担当 | 当社代表取締役社長 |
| 重要な兼職の状況 | 該当事項はありません |

●略歴

昭和55年４月　当社入社
平成19年６月　当社取締役 インキュベーションセンター長
平成22年４月　当社常務取締役 事業開発本部長
平成23年４月　当社代表取締役社長　事業開発本部長
平成24年４月　当社代表取締役社長（現任）

●取締役候補者とした理由

宮首賢治氏は、平成23年に当社代表取締役社長に就任して以来、企業価値向上を目指し、強いリーダーシップを発揮し、中期経営計画を達成するなどの実績があり、取締役としての職責を果たしております。
これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

## 2. 石塚（イシヅカ） 純晃（ノリアキ） 再任

| | |
|---|---|
| 生年月日 | 昭和34年1月10日 |
| 所有当社株式数 | 16,000株 |
| 在任期間 | 10年 |
| 現在の地位・担当 | 当社取締役 |
| 重要な兼職の状況 | 株式会社インテージ　代表取締役社長 |

●略歴

| | |
|---|---|
| 昭和57年４月 | 当社入社 |
| 平成18年６月 | 当社取締役 営業本部副本部長 |
| 平成20年４月 | 当社取締役 ビジネスソリューションユニットディレクター |
| 平成21年４月 | 当社取締役 営業本部長 |
| 平成23年４月 | 当社取締役 ＤＣＧ・サービス事業本部長 |
| 平成25年４月 | 当社常務取締役 |
| 10月 | 株式会社インテージ　代表取締役社長（現任） |
| 平成27年６月 | 当社取締役（現任） |

●取締役候補者とした理由

石塚純晃氏は、平成18年に当社取締役就任後、当社グループの中核会社である株式会社インテージ代表取締役社長として、同社事業の強化と収益性の向上に貢献するなどの実績があり、取締役としての職責を果たしております。

これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

# 3. 池谷（イケヤ）憲司（ケンジ）　新任

| | |
|---|---|
| 生年月日 | 昭和31年11月21日 |
| 所有当社株式数 | 5,903株 |
| 在任期間 | 0年 |
| 現在の地位・担当 | 当社上席執行役員　財務部担当、社長室担当、内部統制部担当、危機対策委員会担当、内部統制推進委員会担当 |
| 重要な兼職の状況 | 該当事項はありません。 |

●略歴

| | |
|---|---|
| 昭和55年４月 | 株式会社埼玉銀行入行 |
| 平成23年10月 | 当社経営管理部長 |
| 平成25年４月 | 当社執行役員　財務・IR部長 |
| 平成26年４月 | 当社執行役員　財務・IR部担当 |
| 10月 | 当社執行役員　財務・IR部担当、秘書室長 |
| 平成27年４月 | 当社執行役員　財務・IR担当、社長室長 |
| ６月 | 当社上席執行役員　財務担当、社長室長、危機対策委員会担当、内部統制推進委員会担当 |
| 平成28年４月 | 当社上席執行役員　財務部担当、社長室担当、内部統制部担当、危機対策委員会担当、内部統制推進委員会担当（現任） |

●取締役候補者とした理由

池谷憲司氏は、金融機関勤務の知識・経験を活かし、当社入社後も財務責任者として財務・資本政策に関する取り組みを推進するなど、経営管理全般に関する豊富な経験と知見を有しております。

これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を新たに取締役候補者といたしました。

# 4. 仁司（ニシ） 与志矢（ヨシヤ） 新任

| | |
|---|---|
| 生年月日 | 昭和42年１月23日 |
| 所有当社株式数 | 60,000株 |
| 在任期間 | ０年 |
| 現在の地位・担当 | 当社執行役員　グループヘルスケア事業担当 |
| 重要な兼職の状況 | 株式会社アンテリオ　代表取締役社長<br>株式会社アスクレップ　取締役 |

●略歴

| | |
|---|---|
| 平成４年６月 | 株式会社社会情報サービス入社 |
| 平成６年12月 | ティー・エムマーケティング株式会社（現 株式会社アンテリオ）　取締役 |
| 平成17年１月 | ティー・エムマーケティング株式会社　代表取締役副社長 |
| 平成19年３月 | ティー・エムマーケティング株式会社　代表取締役社長（現任） |
| 平成26年７月 | 当社執行役員　グループヘルスケアソリューション担当 |
| 平成27年４月 | 当社執行役員　グループヘルスケア事業担当（現任） |
| ５月 | 株式会社アスクレップ　取締役（現任） |

●取締役候補者とした理由

仁司与志矢氏は、株式会社アンテリオの代表取締役社長として同社事業の強化と収益性の向上を図るとともに、グローバル事業の展開を推進するなどの実績があり、当社グループのヘルスケア事業に関する豊富な経験と知見を有しております。

これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を新たに取締役候補者といたしました。

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の有する当社の株式数は、平成28年３月31日現在のものであります。

## 第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

### 1.　伊藤（イトウ）　孝（タカシ）　新任

| | |
|---|---|
| 生年月日 | 昭和29年９月22日 |
| 所有当社株式数 | 7,738株 |
| 在任期間 | ０年 |
| 現在の地位・担当 | 当社理事　監査役スタッフ、内部監査部担当 |
| 重要な兼職の状況 | 該当事項はありません。 |

●略歴

| | |
|---|---|
| 昭和52年４月 | 日本IBM株式会社入社 |
| 平成20年１月 | 当社営業本部副本部長 |
| 平成24年４月 | 当社執行役員　FMCG事業本部長 |
| 平成27年12月 | 当社理事　監査役スタッフ、内部監査室担当 |
| 平成28年４月 | 当社理事　監査役スタッフ、内部監査部担当（現任） |

●取締役候補者とした理由

伊藤孝氏は、日本IBM株式会社勤務の知識・経験を活かし、当社入社後も営業部門の責任者として従事するほか、現在は、当社理事として内部監査業務に従事するなど、営業・経営管理全般に関する豊富な経験と知見を有しております。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監査を行う適切な人材と判断したため、同氏を新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。なお、同氏は、本議案が承認可決され、当社の監査等委員である取締役に就任する際には、当社理事　監査役スタッフ、内部監査部担当を退任いたします。

## 2. 岸（キシ） 志（シ） 津（ズ） 江（エ）

新　任　　社外取締役　　独立役員

生　年　月　日　　昭和26年11月12日
所有当社株式数　　500株
在　任　期　間　　１年
現在の地位・担当　　当社社外取締役
重要な兼職の状況　　学校法人東京経済大学経営学部教授
　　日本広告学会　会長

●略歴

| | |
|---|---|
| 昭和58年４月 | 名古屋商科大学商学部専任講師 |
| 昭和63年３月 | 名古屋市立大学経済学部助教授 |
| 平成８年４月 | 名古屋市立大学経済学部教授 |
| 平成10年４月 | 学校法人東京経済大学経営学部教授（現任） |
| 平成22年10月 | 日本広告学会　会長（現任） |
| 平成26年４月 | 学校法人東京経済大学　経営学部長 |
| 平成27年６月 | 当社社外取締役（現任） |

●社外取締役候補者とした理由

岸志津江氏は、大学教授として広告、マーケティング・コミュニケーション、消費者行動といった分野で長く研究をされてきた経験を持ち、現在は当社社外取締役として取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で、直接企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監査を行う適切な人材と判断したため、同氏を新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。

## 3. 中島（ナカジマ） 肇（ハジメ）

新　任　　社外取締役　　独立役員

| | |
|---|---|
| 生年月日 | 昭和30年12月7日 |
| 所有当社株式数 | 500株 |
| 在任期間 | 0年 |
| 現在の地位 | 当社社外監査役 |
| 重要な兼職の状況 | 弁護士<br>桐蔭法科大学院教授 |

●略歴

| | |
|---|---|
| 昭和61年 4月 | 裁判官任官 |
| 平成 9年 4月 | 東京地方裁判所判事 |
| 平成14年 4月 | 最高裁判所書記官研修所事務局長 |
| 平成16年 4月 | 裁判所職員総合研修所研修部長 |
| 平成17年 4月 | 東京高等裁判所判事 |
| 平成19年 3月 | 東京高等裁判所判事退官 |
| 4月 | 桐蔭法科大学院教授（現任） |
| 6月 | 弁護士登録 |
| 平成26年 6月 | 当社補欠監査役 |
| 平成27年 6月 | 当社社外監査役（現任） |

●社外取締役候補者とした理由

中島肇氏は、弁護士として企業に関する法務並びに財務及び会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、現在は当社社外監査役として取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言、提言を行っております。なお、同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で、直接企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監査を行う適切な人材と判断したため、同氏を新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。

## 4. 出雲（イズモ） 栄一（エイイチ）

新　任　　社外取締役　　独立役員

生　年　月　日　　昭和48年１月２日
所有当社株式数　　100株
在　任　期　間　　０年
現　在　の　地　位　　当社補欠監査役
重要な兼職の状況　　公認会計士
出雲公認会計士事務所代表
株式会社ベネッセホールディングス　社外監査役
鳥居薬品株式会社　社外監査役

●略歴

| | |
|---|---|
| 平成７年４月 | 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社 |
| 平成10年４月 | 公認会計士登録 |
| 平成22年７月 | 有限責任監査法人トーマツ　パートナー |
| 平成27年２月 | 出雲公認会計士事務所　代表（現任） |
| ６月 | 当社補欠監査役（現任） |
| | 株式会社ベネッセホールディングス　社外監査役（現任） |
| 平成28年３月 | 鳥居薬品株式会社　社外監査役（現任） |

●社外取締役候補者とした理由

出雲栄一氏は、公認会計士として財務・会計に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識を有しております。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で、直接企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監査を行う適切な人材と判断したため、同氏を新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の有する当社の株式数は、平成28年３月31日現在のものであります。
3. 岸志津江氏、中島肇氏及び出雲栄一氏は、社外取締役候補者であります。岸志津江氏及び中島肇氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり両氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、出雲栄一氏が原案どおり選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、岸志津江氏及び中島肇氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。当社は、本議案が原案どおり承認可決された場合、両氏及び出雲栄一氏との間で、同様の契約を締結する予定です。

**（ご参考）社外取締役独立性基準**

当社は、社外取締役が、現在及び過去１０年間において、次の各項目のいずれにも該当しない場合に限り、独立性を有するものと判断する。

1．当社及び当社グループ会社の業務執行者
2．当社及び当社グループ会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者、又は主要な取引先若しくはその業務執行者
3．当社及び当社グループ会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
4．当社の大株主（上位１０位以内の大株主）の業務執行者
5．当社及び当社グループの主要な借入先（借入先上位２行）の業務執行者
6．前五項のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者

※上記の「主要な取引先」とは、当社及び当社グループ会社との取引額が相互に連結売上高２％以上となる取引先を指す。

## 第５号議案　取締役（監査等委員である者を除く）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年６月23日開催の第34回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいておりますが、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第３６１条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、監査等委員でない取締役の報酬額を、経済情勢その他諸般の事情を勘案して、年額300百万円以内といたしたいと存じます。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である者を除く）４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である者を除く）は４名となります。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

## 第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第３６１条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、その職責その他諸般の事情を勘案して、年額80百万円以内といたしたいと存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名となります。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以　上

# １．当社グループの現況（平成28年３月31日現在）

## 1 主な事業内容

当社グループでは、「マーケティング支援（消費財・サービス）」事業、「マーケティング支援（ヘルスケア）」事業、「ビジネスインテリジェンス」事業を展開しています。

### マーケティング支援（消費財・サービス）

**商品開発や市場分析・販売戦略に幅広く活用**

独自に収集した各種データ、リサーチ技術、データ解析力などを基盤としたデータサービスやカスタムリサーチ、分析モデル、コミュニケーションサービスなどを展開しています。

**事業会社**

株式会社インテージ
株式会社インテージリサーチ
株式会社アクセス・ジェーピー
株式会社インテージコンサルティング
株式会社IXT
英徳知聯恒市場諮詢（上海）有限公司
INTAGE (Thailand) Co., Ltd.
INTAGE VIETNAM LIMITED LIABILITY COMPANY
INTAGE INDIA Private Limited
INTAGE SINGAPORE PTE. LTD.
CONSUMER SEARCH HONG KONG LIMITED
PT. INTAGE INDONESIA

### マーケティング支援（ヘルスケア）

**“患者（生活者）起点”に基づいた医薬品開発のトータルサポート**

一般用医薬品・医療用医薬品の市場調査や、製薬企業からの委託によりデータマネジメント・解析業務を実施し、医薬品開発をサポートするCRO（医薬品開発業務受託機関）業務などを展開しています。

**事業会社**

株式会社アンテリオ　株式会社アスクレップ　株式会社医療情報総合研究所　株式会社プラメド　Plamed Korea Co., Ltd.

### ビジネスインテリジェンス

**独自のマーケティングノウハウを活かしたITソリューションを提供**

ソフトウェアの開発・販売から、システムの運用、維持・管理、データセンター運用などを主たる業務としており、さらにシステムの構築・運用による業務プロセス改善の支援、データ評価、分析、コンサルテーション、人工知能(AI)情報処理技術の活用を見据えた研究開発なども行っています。

**事業会社**

株式会社インテージテクノスフィア

※ 当連結会計年度より報告セグメントを従来の提供サービスをベースとした「市場調査・コンサルティング事業」、「システムソリューション事業」及び「医薬品開発支援事業」の３区分から、顧客業界と提供サービスをベースとした当該３区分に変更しております。

## 主なサービスの概要

### パネル調査

パネル調査は、調査対象者（人、世帯、店など）を長期間固定して継続的にデータを収集する調査のことです。この調査によって、購買と販売両方のデータを時系列で把握することが出来ます。



小売店パネル調査



消費者パネル調査



その他パネル

- 処方情報分析サービス
- Impact Track

### カスタムリサーチ

カスタムリサーチは、お客様の多種多様なマーケティング課題に対して、テーマごとに最適な方法で行う「オーダーメイド」の調査です。



インターネット



グローバル



CLT(会場テスト)



訪問面接



グループインタビュー



郵送

### コミュニケーション

SNSの普及やマルチデバイスの利用など、大きく変化した生活者に対する新たなアプローチが必要となっている昨今、インテージグループの持つ正確で豊富なデータをもとに、検証やプランニング、プラットフォーム構築などのノウハウや技術を駆使し、コミュニケーションのあり方をご提案しています。

#### クロスメディア

シングルソースパネルデータの開発・運用機能

商品：i-SSP

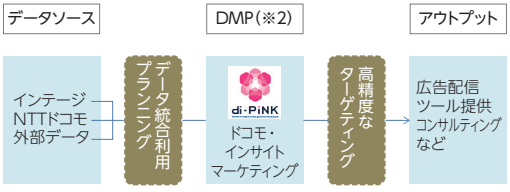



同じ人から、購買データとメディア接触データなどを収集

#### デジタルマーケティング

デジタル広告代理販売、サービス開発機能

商品：di-PiNK（※1）

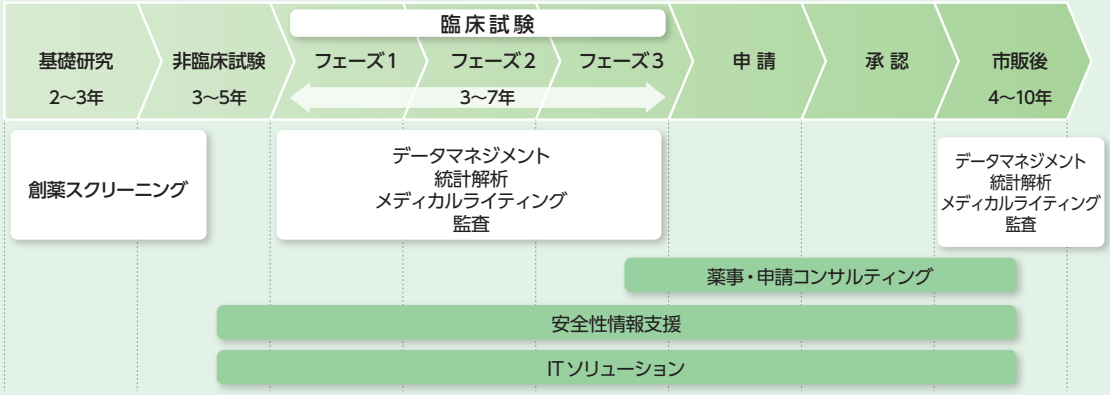



※1　di-PiNKはドコモ・インサイトマーケティングの登録商標です。
※2　DMP（Data Management Platform）・・・インターネット上の様々なデータを一元管理、分析し、マーケティング施策を最適化するためのプラットフォームのこと。

## CRO

CRO（Contract Research Organization）は、製薬メーカーなどが行う臨床試験（治験）、製造販売後調査および安全性情報等に関わるさまざまな業務を支援・代行する組織のことです。インテージグループでは、CROとしての機能を有しており、主に製造販売後調査と安全性情報におけるサービスを行っています。

医薬開発の流れとサービスラインナップ



## 2 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円高の進行や株価の下落などによる影響が懸念されたものの、企業収益や個人消費など総じて景気は緩やかな回復基調となりました。

一方、海外経済は、先進国を中心に緩やかな成長が続いているものの、中国をはじめとする新興国経済の減速や原油価格の下落など、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

経済産業省の「特定サービス産業動態統計調査」によりますと、当社グループが属しております情報サービス業界では、当連結会計年度の売上高の状況が、ほぼ全ての月において前年を上回る水準で推移しております。

このような状況のもと、第11次中期経営計画の２年目であった当連結会計年度は、グループ基本方針である「“リノベーション＆イノベーション”『生活者理解』を最大の武器に、更なる成長加速へ」をテーマに、各重点課題の達成に向けて取り組んでまいりました。

その結果、事業分野別の状況は、次のとおりとなりました。

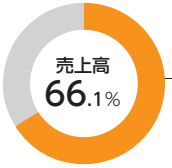
マーケティング支援（消費財・サービス）事業は、対話型プロモーション、i-SSP（インテージシングルソースパネル）といったコミュニケーション分野や、カスタムリサーチの既存調査及びインターネット調査が好調に推移したことなどにより、売上高は前年を上回りました。また、営業利益においては、重点領域であるコミュニケーション分野において事業拡大に伴う費用が発生したものの、カスタムリサーチの既存調査及びインターネット調査における収益状況が貢献し、増収増益となりました。

マーケティング支援（ヘルスケア）事業は、株式会社アンテリオにおけるカスタムリサーチの既存調査や、インターネット調査、グローバルリサーチなどが好調に推移したことなどにより、売上高は前年をやや上回りました。また、営業利益においても収益性の高い案件の伸びや事業の譲渡によるコスト削減が奏功し、増収増益となりました。

ビジネスインテリジェンス事業は、旅行分野においてシステム構築案件を受注するなど堅調に推移したものの、前年の大型案件の反動により、増収減益となりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高45,481百万円（前期比3.5％増）、営業利益3,883百万円（同8.7％増）、経常利益3,947百万円（同14.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,326百万円（同5.6％減）となりました。

## ▶ 事業分野別の状況

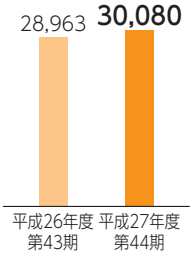



### マーケティング支援（消費財・サービス）事業

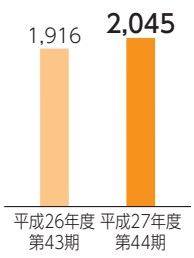
売上高 300億80百万円（前期比3.9%増）　営業利益 20億45百万円（前期比6.8%増）

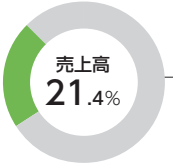
マーケティング支援（消費財・サービス）事業は、対話型プロモーション、i-SSP（インテージシングルソースパネル）といったコミュニケーション分野や、カスタムリサーチの既存調査及びインターネット調査が好調に推移したことなどにより、売上高は前年を上回りました。また、営業利益においては、重点領域であるコミュニケーション分野において事業拡大に伴う費用が発生したものの、カスタムリサーチの既存調査及びインターネット調査における収益状況が貢献し、増収増益となりました。

売上高（百万円）




営業利益（百万円）



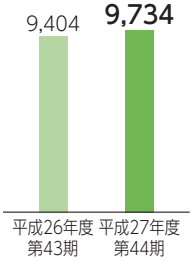




### マーケティング支援（ヘルスケア）事業

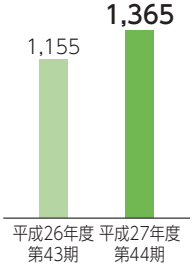
売上高 97億34百万円（前期比3.5%増）　営業利益 13億65百万円（前期比18.2%増）

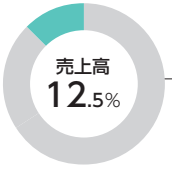
マーケティング支援（ヘルスケア）事業は、株式会社アンテリオにおけるカスタムリサーチの既存調査や、インターネット調査、グローバルリサーチなどが好調に推移したことなどにより、売上高は前年をやや上回りました。また、営業利益においても収益性の高い案件の伸びや事業の譲渡によるコスト削減が奏功し、増収増益となりました。

売上高（百万円）




営業利益（百万円）



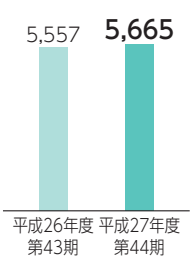




### ビジネスインテリジェンス事業

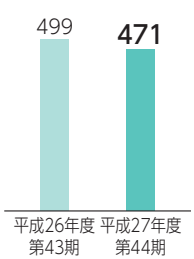
売上高 56億65百万円（前期比2.0%増）　営業利益 4億71百万円（前期比5.5%減）

ビジネスインテリジェンス事業は、旅行分野においてシステム構築案件を受注するなど堅調に推移したものの、前年同期の大型案件の反動により、増収減益となりました。

売上高（百万円）




営業利益（百万円）



### 3 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、2,055百万円であります。その主なものは、各種ソフトウェアの開発及び購入1,047百万円であります。

### 4 資金調達の状況

当社は、機動的かつ安定的な資金調達を図るため、平成27年11月に取引銀行3行との間に、シンジケーション方式によるコミットメントライン契約を更新いたしました。なお、当連結会計年度末における借入実行残高は2,000百万円であります。

### 5 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### 6 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### 7 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### 8 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

### 9 対処すべき課題

当社グループは、第11次中期経営計画の２年目にあたる当連結会計年度において、グループ基本方針として「“リノベーション＆イノベーション”『生活者理解』を最大の武器に、更なる成長加速へ」を掲げ、「グループフォーメーションの最適化」、「グループ成長実現のための戦略投資」及び「グループガバナンスの更なる進化」の各重点課題の取り組みを加速させてまいりました。

「リノベーション」については、パネル調査事業や海外事業といった既存事業において、市場の成熟化に伴う競争環境の厳しい中、他社との差別化や収益力の改善を図りました。

「イノベーション」については、ビジネスインテリジェンス事業において、オープンデータを始めとする多種多様な大量データを「Deep Learning」や機械学習といった技術を活用して連携させ、お客様のマーケティング活動や意思決定をバックアップする「次世代データ活用プラットフォーム」の構築について継続して取り組んでおります。また株式会社アスクレップにおい

て、株式会社京都コンステラ・テクノロジーズと資本業務提携を実施し、安全性情報サービスの拡充と創薬研究支援の連携において関係強化を図りました。

上記の成果を踏まえ、当社グループは、第11次中期経営計画の最終年度にあたる平成28年度の事業計画において、グループ基本方針として「リノベーション＆イノベーション　－『リノベーション』の総仕上げ そして『イノベーション』へのギアチェンジ－」を掲げ、更なる「イノベーション」の推進と新たな成長エンジン創出のための戦略的投資やグループマネジメントの強化・高度化を図り、第12次中期経営計画へのスムーズなテイクオフを目指します。

昨今、「ＩｏＴ」という言葉が一般化されておりますが、あらゆるモノがインターネットに接続され、情報が爆発的な増殖を続けています。またＡＩ（人工知能）等、その活用技術にも注目が集まっており、当社グループが属する情報産業も例外なくこのような「自動化」技術に影響を受けることは必至です。

当社グループでは、このような先端技術動向を絶えずウォッチしていくとともに、新たな成長エンジン創出のためのインキュベーション、及び有用な基礎技術を保有するプレイヤーへの戦略的投資等を積極的に推進することにより、事業基盤の更なる拡張を目指してまいります。

このような方針のもと、平成28年４月１日には、当社グループを取り巻くＩＴ活用の急速な拡大に対応すべく、株式会社インテージテクノスフィアとＡＧＳ株式会社との間で合弁会社を設立し、ＩＴ業務の生産性向上やローコスト化に向けた協業検討の取り組みを開始しました。

上記のほか、企業価値向上に向けた「攻めのコーポレートガバナンス」の推進、女性活用・障害者雇用のダイバーシティの継続推進等の各種施策を実行してまいります。

また、平成22年度の制定から５年を経過したコーポレートアイデンティティ「ＴＨＥ　ＩＮＴＡＧＥ　ＷＡＹ」を「ＴＨＥ　ＩＮＴＡＧＥ　ＧＲＯＵＰ　ＷＡＹ」として磨き直し、グループビジョン・行動指針を刷新いたしました。新グループビジョン「知る、つなぐ、未来を拓く」の下、お客様と生活者をつなぐ架け橋となり、豊かで可能性の広がる社会を創造する企業として当社グループが持続的に成長・発展するために、更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指してまいります。

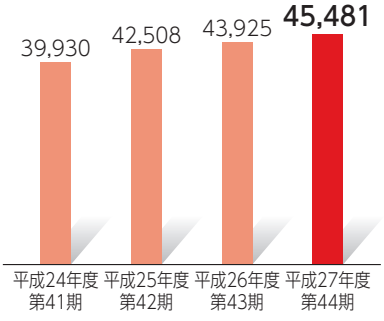
株主の皆様には引き続き、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

## 10 財産及び損益の状況

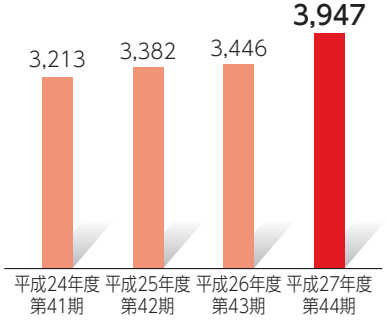
| 区　　分 | 第41期<br>平成25年3月期 | 第42期<br>平成26年3月期 | 第43期<br>平成27年3月期 | 第44期<br>当連結会計年度<br>平成28年3月期 |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（百万円） | 39,930 | 42,508 | 43,925 | 45,481 |
| 経常利益（百万円） | 3,213 | 3,382 | 3,446 | 3,947 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（百万円） | 1,249 | 1,642 | 2,463 | 2,326 |
| 1株当たり当期純利益（円） | 62.15 | 81.66 | 123.03 | 116.55 |
| 総資産（百万円） | 29,398 | 33,740 | 33,301 | 36,830 |
| 純資産（百万円） | 15,493 | 17,171 | 19,917 | 21,338 |
| 1株当たり純資産額（円） | 767.29 | 846.49 | 989.01 | 1,060.17 |

（注）1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）により計算しております。
2. 当社は、平成25年10月1日付で株式分割（1株を2株に分割）を実施しましたが、平成25年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 第43期以降の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式に、役員向け株式給付信託として保有する当社株式を含めております。

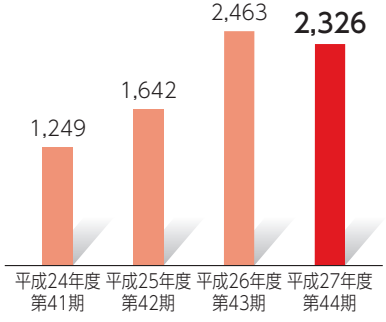
**売上高**（百万円）



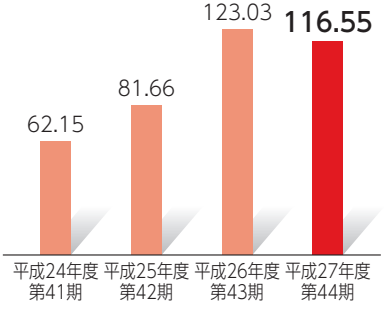

**経常利益**（百万円）



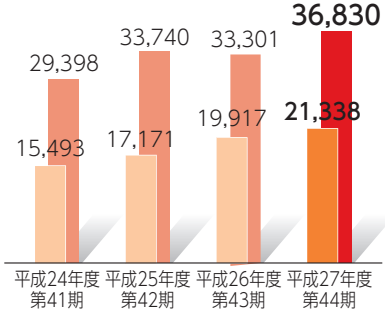

**親会社株主に帰属する当期純利益**（百万円）



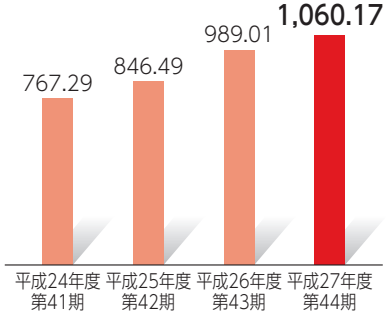

**1株当たり当期純利益**（円）




**総資産**（百万円）　**純資産**（百万円）




**1株当たり純資産額**（円）



## 11 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 株式会社インテージ | 450百万円 | 100.0% | 市場調査・コンサルティング事業 |
| 株式会社アスクレップ | 150百万円 | 100.0% | CRO(医薬品開発業務受託機関) |
| 株式会社アンテリオ | 145百万円 | 100.0% | ヘルスケアリサーチ |
| 株式会社インテージテクノスフィア | 400百万円 | 100.0% | システムソリューション事業 |

## 12 当社グループの主要な拠点

①当社

| 事業所名 | 所在地 |
|---|---|
| 本社 | 東京都（千代田区） |

②子会社等

| 地域 | 所在地 |
|---|---|
| 国内 | 東京都（千代田区、豊島区、渋谷区、西東京市、東久留米市）<br>北海道（札幌市）<br>大阪府（大阪市）<br>愛知県（名古屋市）<br>長野県（長野市）<br>京都府（京都市） |
| 海外 | 中華人民共和国（上海市、香港特別行政区）<br>大韓民国（ソウル特別市）<br>タイ王国（バンコク市）<br>ベトナム社会主義共和国（ホーチミン市）<br>インド共和国（デリー市）<br>シンガポール共和国（シンガポール市）<br>インドネシア共和国（ジャカルタ市） |

## 13 従業員の状況

① 当社グループの使用人数

| 事業分野 | 使用人数 |
|---|---|
| マーケティング支援（消費財・サービス） | 1,454名 |
| マーケティング支援（ヘルスケア） | 351名 |
| ビジネスインテリジェンス | 432名 |
| 全社（共通） | 112名 |
| 計 | 2,349名 |

（注）1. 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員の人数は含んでおりません。
2. 全社（共通）には、総務、人事、経理等の管理部門の使用人数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 |
|---|---|
| 36名 | △2 |

## 14 主要な借入先の状況

| 借入先 | 借入残高 |
|---|---|
| 株式会社埼玉りそな銀行 | 1,120百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 574百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 360百万円 |
| 首都圏リース株式会社 | 300百万円 |
| 日本生命保険相互会社 | 200百万円 |

## 15 その他当社グループの現況に関する重要な事項

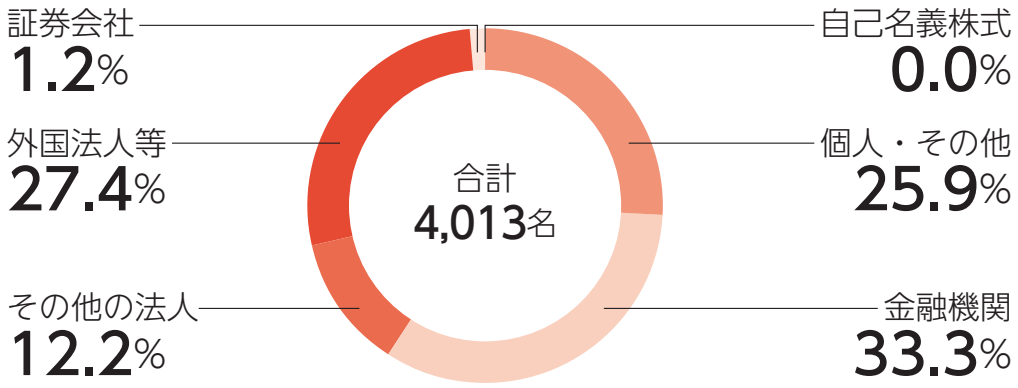
該当事項はありません。

## 2．株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　74,000,000株
② 発行済株式の総数　20,118,000株
③ 株主数　4,013名
④ 大株主（上位10位）

| 株主名 | 持株数（株） | 持株比率（%） |
|---|---|---|
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 エーザイ口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 1,800,000 | 8.9 |
| ビービーエイチ フォー フィデリティー ロー プライスド ストック ファンド（プリンシパルオールセクターサブポートフォリオ） | 1,791,600 | 8.9 |
| ビーエヌピー パリバ セック サービス ルクセンブルグ ジャスデック アバディーン グローバル クライアント アセッツ | 1,345,600 | 6.7 |
| インテージグループ従業員持株会 | 1,078,256 | 5.4 |
| 株式会社埼玉りそな銀行 | 935,000 | 4.6 |
| ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント | 924,481 | 4.6 |
| 豊栄実業株式会社 | 910,000 | 4.5 |
| 株式会社みずほ銀行 | 700,000 | 3.5 |
| 第一生命保険株式会社 | 700,000 | 3.5 |
| ノーザントラストカンパニー（エイヴィエフシー） | 671,300 | 3.3 |

（注）持株比率は自己株式（5,088 株）を控除して計算しております。



## 3．会社役員の状況（平成28年３月31日現在）

### ①　取締役及び監査役の状況

| 地　位 | 氏　名 | 担当及び重要な兼職状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 宮　首　賢　治 | |
| 取　締　役 | 石　塚　純　晃 | 株式会社インテージ 代表取締役社長 |
| 取　締　役 | 松　本　　享 | 関係会社担当<br>株式会社アスクレップ 取締役 |
| 取　締　役<br>社外取締役<br>独立役員 | 上　原　征　彦 | 公益財団法人流通経済研究所 理事<br>学校法人昭和女子大学 特命教授<br>サントリー食品インターナショナル株式会社　監査等委員である社外取締役 |
| 取　締　役<br>社外取締役<br>独立役員 | 岸　　志津江 | 学校法人東京経済大学　経営学部長<br>日本広告学会　会長 |
| 常勤監査役 | 坂　本　　徹 | 株式会社アスクレップ 監査役<br>株式会社インテージテクノスフィア 監査役 |
| 常勤監査役 | 南　郷　　格 | 株式会社インテージ　監査役<br>株式会社アンテリオ　監査役 |
| 監　査　役<br>社外監査役<br>独立役員 | 齊　藤　紀　夫 | JBCCホールディングス株式会社 社外監査役 |
| 監　査　役<br>社外監査役<br>独立役員 | 中　島　　肇 | 弁護士<br>桐蔭法科大学院教授 |

（注）１．上原征彦氏及び岸志津江氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

2．齊藤紀夫氏及び中島肇氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3．中島肇氏は、弁護士として、企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．石塚純晃氏は、平成27年６月19日開催の第43回定時株主総会の終結の時までは、当社の常務取締役でありました。
5．松本享氏は、平成27年６月19日開催の第43回定時株主総会の終結の時までは、当社の取締役として、経営企画、関係会社、グループ人事戦略、危機対策委員会及び内部統制推進委員会を担当しておりました。
6．南郷格氏は、平成27年６月19日開催の第43回定時株主総会の終結の時までは、当社の常務取締役として、特命事項を担当しておりました。
7．平成28年４月１日付で、岸志津江氏の「担当及び重要な兼職状況」が次のとおり変更となっております。
　学校法人東京経済大学経営学部教授、日本広告学会　会長
8．平成28年４月１日現在の執行役員は、次のとおりであります。

| 地　位 | 氏　名 | 担当及び重要な兼職状況 |
|---|---|---|
| 上席執行役員 | 池谷憲司 | 財務部担当、社長室担当、内部統制部担当、<br>危機対策委員会担当、内部統制推進委員会担当 |
| 上席執行役員 | 宮内清美 | グループ海外事業担当<br>海外事業統括本部長 |
| 上席執行役員 | 檜垣歩 | グループ事業戦略担当<br>株式会社インテージ　取締役<br>株式会社インテージテクノスフィア　取締役 |
| 執行役員 | 須川壮己 | グループCIO<br>株式会社インテージテクノスフィア　代表取締役社長 |
| 執行役員 | 仁司与志矢 | グループヘルスケア事業担当<br>株式会社アンテリオ　代表取締役社長<br>株式会社アスクレップ　取締役 |
| 執行役員 | 小田切俊夫 | 経営企画部担当、インキュベーション推進部担当 |

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも法令が定める額としております。

③　取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区　　分 | 支給人員 | 支給額 |
|---|---|---|
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 5名<br>(2) | 81百万円<br>(9) |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 6<br>(3) | 40<br>(9) |
| 合計 | 11 | 122 |

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成18年６月23日開催の第34回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
２．監査役の報酬限度額は、平成18年６月23日開催の第34回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。
３．上記報酬等の額のほか、社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬額は500千円です。
４．当社は、平成15年６月をもって取締役及び監査役の退職慰労引当金の新規積み立てを停止し、実質的に退職慰労金制度を廃止しました。また、平成17年６月24日開催の第33回定時株主総会において、平成15年６月以後も引き続き在任する取締役及び監査役に対しては当該制度廃止までの在任期間に対応するものとして、退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしました。これに基づき、上記報酬等の額のほか、当期中に退任した監査役１名に対し４百万円の退職慰労金を支給しております。
５．平成26年6月20日開催の第42回定時株主総会において、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入を決議いたしました。当該制度に基づき、上記報酬等の額のほか、当期中に退任した取締役１名に対し１百万円の株式を給付しております。

④　当社取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬等については、「業績連動報酬」と「インセンティブ報酬」で構成しております。

「業績連動報酬」は、いわゆる「基本報酬」に相当し、その給付額は、株主総会決議に基づく報酬枠の範囲内において、当社グループの経営成績及び業績目標の達成度に応じて代表取締役及び関係取締役の協議を踏まえ算出されます。

また、「インセンティブ報酬」は、株主総会決議に基づき導入した「業績連動型株式報酬制度」に基づく株式報酬に相当し、業績目標の達成度と一定の評価基準に基づき、業績評価委員会において業績評価ポイントが算出されます。

いずれの報酬についても、その具体的な給付内容については、独立社外取締役全員が出席する取締役会にて決定しております。

なお、監査役の報酬等は、「基本報酬」（定額）のみとしており、その水準は職責や社内・社外の別に応じて監査役の協議により設定しております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役である上原征彦氏は、公益財団法人流通経済研究所理事、学校法人昭和女子大学特命教授及びサントリー食品インターナショナル株式会社監査等委員である社外取締役を兼職しております。当社と当該兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役である岸志津江氏は、学校法人東京経済大学経営学部教授及び日本広告学会会長を兼職しております。当社と当該兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役である齊藤紀夫氏は、JBCCホールディングス株式会社社外監査役を兼職しております。当社とJBCCホールディングス株式会社との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役である中島肇氏は、桐蔭法科大学院教授を兼職しております。当社と桐蔭法科大学院との間には特別な利害関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

ａ．取締役会及び監査役会への出席状況

| | 取締役会 | 監査役会 |
|---|---|---|
| | 出席回数 | 出席回数 |
| 取締役　上原征彦 | 17回／19回 | － |
| 取締役　岸　志津江 | 10回／13回 | － |
| 監査役　齊藤紀夫 | 19回／19回 | 12回／13回 |
| 監査役　中島　肇 | 13回／13回 | 10回／10回 |

（注）取締役岸志津江氏及び監査役中島肇氏は、平成27年６月19日開催の第43回定時株主総会におきまして新たに選任されたため、上記取締役会及び監査役会の開催回数が他の役員と異なっております。

ｂ．取締役会及び監査役会における発言状況

取締役上原征彦氏は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役岸志津江氏は、過去の経験や実績に基づく専門的な見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役齊藤紀夫氏は、過去の経験や実績に基づく専門的な見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても、業務の適正性を確保するための発言・提言を行っております。

監査役中島肇氏は、弁護士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても、業務の適正性を確保するための発言・提言を行っております。

## 4．会計監査人の状況（平成28年３月31日現在）

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

| | 支　払　額 |
|---|---|
| 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 61百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 65百万円 |

（注）１．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算定根拠などの妥当性の検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項及び同条第2項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額とを区別しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含んでおります。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務であるデューデリジェンス調査対応業務等についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。その場合、取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423

条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## ５．業務の適正を確保するための体制（平成28年３月31日現在）

業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。

① 業務運営の基本方針

当社では、以下の「THE INTAGE GROUP WAY」を経営の拠り所としています。

＜THE INTAGE GROUP WAY＞

【グループビジョン】

知る、つなぐ、未来を拓く

Know today, Power tomorrow

お客様と生活者をつなぐ架け橋として、豊かで可能性の広がる社会を創造する

【行動指針】

| | |
|---|---|
| 1. 最適を探求せよ！ | 常に、相手にとっての最適を考え抜け。 |
| 2. 品質にこだわれ！ | 期待を超える品質を追求し、適切な利益を実現せよ。 |
| 3. 責任を全うせよ！ | 仕事に情熱を持ち、自分の責任としてやり遂げよ。 |
| 4. 変化に柔軟であれ！ | 多様な価値観を受け入れ、変化に対応せよ。 |
| 5. 挑戦を楽しめ！ | 前例にとらわれず、新たな挑戦をし続けよ。 |

また、当社では「THE INTAGE GROUP WAY」の土台とも言うべきものとして、法令や良識に従い事業を進めるという当社グループの姿勢を広く社会に宣言するものとして、以下の「インテージグループ企業倫理憲章」を定めています。

【インテージグループ企業倫理憲章】

・私たちは、法令の遵守はもとより高い倫理観をもって自らを律し、良識ある行動をします。

・私たちは、お客さまの事業を総合的に支援し、事業の成功に貢献することによってその先の生活者を豊かにし、社会の公正な発展に寄与することを企業理念として行動します。

・私たちは、ステークホルダーズに適時適切に情報を開示し、信頼され満足していただけ

るよう誠実に事業活動を行います。
・私たちは、事業活動において公正で自由な競争を行います。
・私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは組織として対決します。
・私たちは、情報セキュリティ体制の確立を通して個人のプライバシーを保護し、お取引先との守秘義務を遵守します。
・私たちは、価値ある情報を創造するとともに知的財産権を尊重します。
・私たちは、常に地球環境に配慮して事業活動を行います。
・私たちは、各国の文化や習慣を尊重して事業活動を行います。
・私たちは、公正な評価・処遇を行い、一人ひとりの能力・意欲が発揮される風土づくりを進めます。
・経営者は、社内外の声を常時把握し、本憲章に反するような事態が発生した時は自ら問題解決にあたり再発防止に努めます。

更に、上記「インテージグループ企業倫理憲章」に基づき、当社グループの取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、従業員、派遣社員等又はこれらに準ずる者（以下これらを総称する場合は「勤務者」という）が日常業務を遂行するにあたっての基本的考え方と行動のあり方を「インテージグループ社員行動規範」として定め、勤務者一人ひとりの行動が、当社への信頼を確実にしていくものであることを認識し、この基準を遵守します。また、勤務者の公正な業務執行を確保するため、「コンプライアンス推進規程」の施行等、コンプライアンス体制の整備に努めます。

当社グループの事業或いはビジネスモデルの特性上、事業を行ううえで個人情報の取り扱いは重要な課題であり、個人情報保護管理者の任命、「個人情報保護規程」の整備等、個人情報保護の体制を構築し、実践します。

健全で持続的な発展をするために内部統制システムを整備し、運用することが、従来にも増して経営上の重要な課題と考え、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項、並びに金融商品取引法第24条の4の4の規定に従い、「内部統制システムに関する基本方針」を定めます。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役は、法令や良識に従い事業を進めるという「インテージグループ企業倫理憲章」の主旨に則り、勤務者のコンプライアンス意識の維持・向上を図るため、企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行います。

ロ．取締役会は、法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、内部統制推進委員会を設置して内部統制システムが有効に機能する仕組みの構築を推進し、内部統制部門等からは定期的に整備方針・計画の進捗及び実行状況を報告させます。

ハ．取締役は、当社グループの事業に適用される法令等を識別し、その法的要求事項を関連部署・各グループ会社に周知徹底することにより、当社グループを横断するコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と解決に努めます。

ニ．当社グループは、勤務者の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部統制推進委員会を通じて「THE INTAGE GROUP WAY」、「インテージグループ企業倫理憲章」、「インテージグループ社員行動規範」等の実践的運用と徹底を実行します。

ホ．当社グループは、コンプライアンスに関する規程を整備し、社内の電子掲示板への掲示によって勤務者が常時閲覧可能な状態にしております。また、「インテージグループ企業倫理憲章」、「インテージグループ社員行動規範」及びコンプライアンス関連規程の遵守事項を周知徹底するために、e-ラーニング等によるコンプライアンス研修を定期的に実施しております。内部統制推進委員会は、継続して各種活動を通じてコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。

ヘ．当社グループの勤務者は、グループ各社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、直ちに上司若しくは危機対策委員会委員長、監査役会に報告するものとします。

ト．当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、勤務者が直接通報を行う手段を確保するものとし、その手段の一つとして当社顧問法律事務所を窓口とした「コンプライアンス専用ホットライン」を設置しています。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に対して不利益な取扱いがないことを確保します。

チ．当社グループは、反社会的勢力を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、警察等の外部専門機関と緊密に連携をもちながら対応します。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．内部統制推進委員会はリスク管理の全体を統括します。

ロ．事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関する規程を整備します。また、リスク管理の実効性を高めるために、マネジメントシステム委員会を通して事業部門への浸透を図ります。

ハ．当社グループは平時においては、各部門・各グループ会社において、その有するリスクの洗い出しを行い、リスクの軽減等に取り組むとともに、未然防止に努めます。

ニ．経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生する恐れが生じた場合は、危機対策委員会が有事の対応を迅速に行い、再発防止策を講ずることとします。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行います。

ロ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会規則に基づき、定例の取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて適時に開催します。また、経営方針と諸施策、事業運営にあたっての諸事項に関する報告・審議・決定の機関として、常勤取締役、常勤監査役及びグループ会社社長が出席するグループ経営会議を毎月１回開催します。なお、取締役会の機能を支援し、諸事項に関する報告、審議を行い、経営効率を向上させるため、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員が出席する経営連絡会を隔週で開催します。

⑤　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役会、グループ経営会議及び経営連絡会その他の重要な会議の意思決定に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）、取締役が決裁するその他の重要な文書を法令・社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存・管理を行います。

ロ．上記イに定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じ関係者が閲覧できる体制を整備します。

ハ．情報管理については、情報セキュリティに関する規程及びガイドライン、個人情報保護に関する基本方針及び規程に基づき管理します。

⑥　当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

イ．グループ会社運営規程その他関連規程に基づき、グループ経営会議等を通じてグループ各社から職務執行及び事業状況を報告させ、グループ経営の一層の推進を図り、インテージブランドの維持・向上に努めます。

ロ．グループ会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることを確保します。

ハ．上記２項から５項までの記載事項すべてについて、コンプライアンス及びリスク管理等内部統制の全般を統括・推進する内部統制推進委員会がグループ各社の委員との緊密な連携のもと、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用します。

ニ．内部監査部門は、当社及びグループ各社に対して業務全般に関する監査を実施し、当社及びグループ各社の内部統制システムの整備・運用状況を確認します。

⑦　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役スタッフ」という）を配置します。

ロ．監査役スタッフは、直接監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けないものとします。

ハ．監査役スタッフの人数、人事（任命、人事異動等）については、監査役と人事担当取締役が協議のうえ決定します。

ニ．監査役スタッフが監査役に同行して、取締役会のほか、グループ経営会議、経営連絡会、内部統制推進委員会、危機対策委員会、マネジメントシステム委員会などの重要な会議に出席する機会を確保します。

ホ．監査役スタッフが監査役に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換する場を設けます。

⑧　当社及びその子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．当社及びグループ各社の勤務者は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、コンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項、その他内部統制上問題のある事項が発生した場合は、速やかに監査役へ報告します。

ロ．勤務者が監査役への報告又は「コンプライアンス専用ホットライン」への通報により、人事評価において不利な取扱いがないことを確保します。
ハ．取締役会は、「コンプライアンス専用ホットライン」への通報の状況及び内容について定期的に報告を受け、「コンプライアンス専用ホットライン」の運用状況を把握します。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

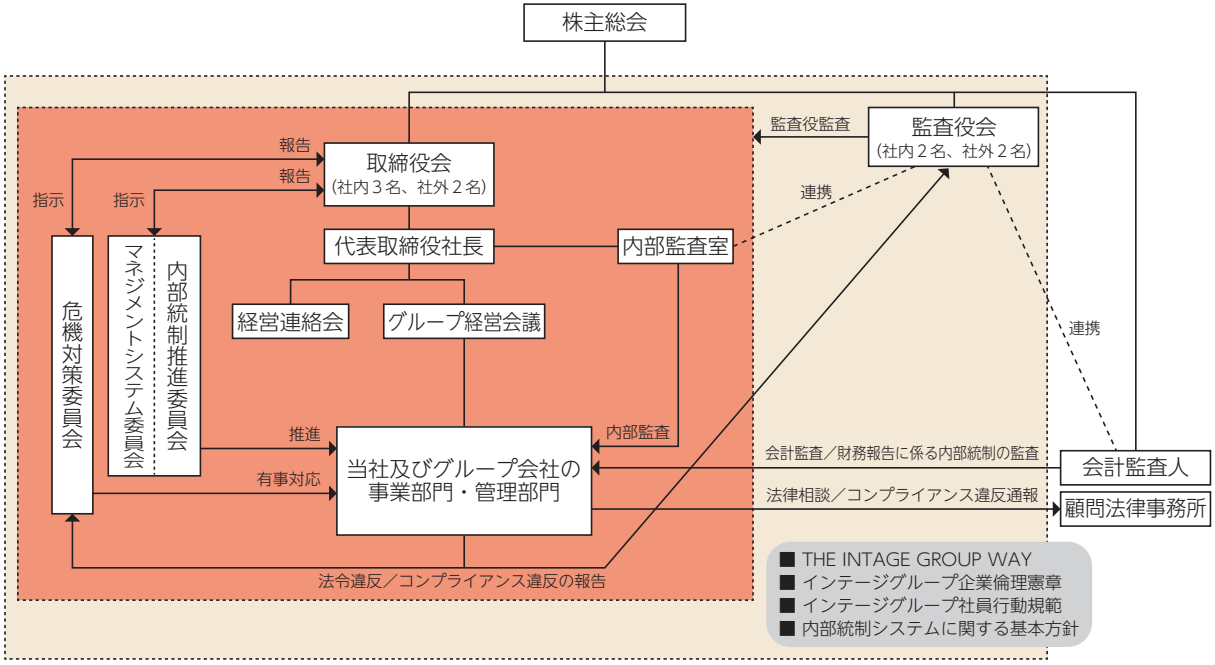
⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、グループ経営会議、経営連絡会、内部統制推進委員会、危機対策委員会、マネジメントシステム委員会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて勤務者にその説明を求めることとします。
ロ．取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と勤務者との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるように協力します。
ハ．監査役は、その職務の遂行にあたり、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図ります。
ニ．監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができるものとします。

⑪　財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制推進委員会を設置し、内部統制の有効性を判断し、内部統制報告書を作成するとともに、内部統制が適正に機能することの継続的評価、必要な是正を行い、併せて金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保します。

## （参考）コーポレートガバナンス体制図



## 6．内部統制システム運用状況の概要

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、当社グループの企業集団としての業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

当社は、「内部統制推進委員会」及び「マネジメントシステム委員会」を３回開催し、法令・社内規程等の遵守状況の確認及び当社グループのリスク評価を行い、関連規程及びリスク管理体制の整備を行いました。また、情報セキュリティ委員会を新設のうえ10回開催し、当社グループの情報セキュリティの課題把握・解決に向け、対策の策定及びその実行方法について審議及び決定を行いました。

当社の取締役会は、社外取締役２名を含む取締役５名で構成し、また社外監査役２名を含む監査役４名も出席したうえで開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行しました。

子会社については、「グループ会社運営規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性ある管理の実現に努めました。

内部監査室は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、当社及び子会社を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、毎月１回の監査役会に加えて適宜監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取り纏めを行いました。さらに取締役会への出席を通じて、取締役、執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室及び会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、主要な稟議書等の社内資料の閲覧により取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、グループ経営会議、経営連絡会、内部統制推進委員会、危機対策委員会、マネジメントシステム委員会等の重要な会議に出席し、必要な場合は意見を述べました。

## 7．会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社の財務及び事業活動を支配する者には、当社グループの「THE INTAGE GROUP WAY」を十分に理解し、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立って事業の持続的な成長性を追求し、もって当社の企業価値と株主共同の利益を維持・向上させていく

ことが必要であると考えます。
　したがいまして、当社の経営を支配しようとする大量買付者が出現した際には、当社は、当社の経営方針、当社の企業価値と株主共同の利益の維持・向上のための事業計画、財務計画、資本政策、当社の従業員、取引先等の利害関係者の処遇方針等についての十分な情報の提供を受け、当該提案等が当社の企業価値と株主共同の利益を維持・向上させることができるものか否かの観点に立って評価・検討し、株主様が客観的に判断できるよう情報を適時に開示するとともに、明らかに当社の企業価値と株主共同の利益を毀損するものである場合には、かかる買付行為に対し対抗措置を講ずる責任があると考えます。
　当社は、以上のような考え方を当社の財務及び事業活動を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

② 取組みの内容
イ．基本方針の実現に資する特別な取組み
　当社グループでは、中長期的な視野に立って事業の持続的な成長を実現するため、３ヵ年に渡る中期経営計画を導入しております。
　平成26年４月からは、新たに第11次中期経営計画（平成26年４月－平成29年３月）がスタートしており、グループ基本方針として「“リノベーション＆イノベーション”『生活者理解』を最大の武器に、更なる成長加速へ」を掲げ、下記重点課題に取組むことで、引き続きさらなる企業価値と株主共同の利益の向上を目指してまいります。
　ⅰ）主力事業の再強化・戦列立て直しによる市場価値のＶ字回復
　ⅱ）モバイル＆シングルソース、グローバル、ヘルスケア領域の着実な成長
　ⅲ）「リサーチ」のフレームにとらわれない、新たなビジネスモデルの模索と確立
　ⅳ）最適化の視点による戦略立案・推進のマネジメント強化
ロ．不適切な者によって支配されることを防止する取組み
　当社は、平成27年６月19日開催の第43回定時株主総会において「当社株式の大量買付行為に関する対応策」の継続を決議いたしました。
　上記対応策は、ⅰ）買付者が大量買付行為を行おうとする場合に、当社取締役会が買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、それに基づいて当該大量買付行為についての評価、検討、買付者との買付条件に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提示等を行っていくための手続（以下「大量買付ルール」という）、及びⅱ）買付者が大量買付ルールに従うことなく買付を行う等、大量買付行為が当社の企

業価値・株主共同の利益を害するおそれがある場合に、必要に応じて当社が対抗措置を発動することを定めるものであります。

③　取締役会の判断及びその判断に係わる理由

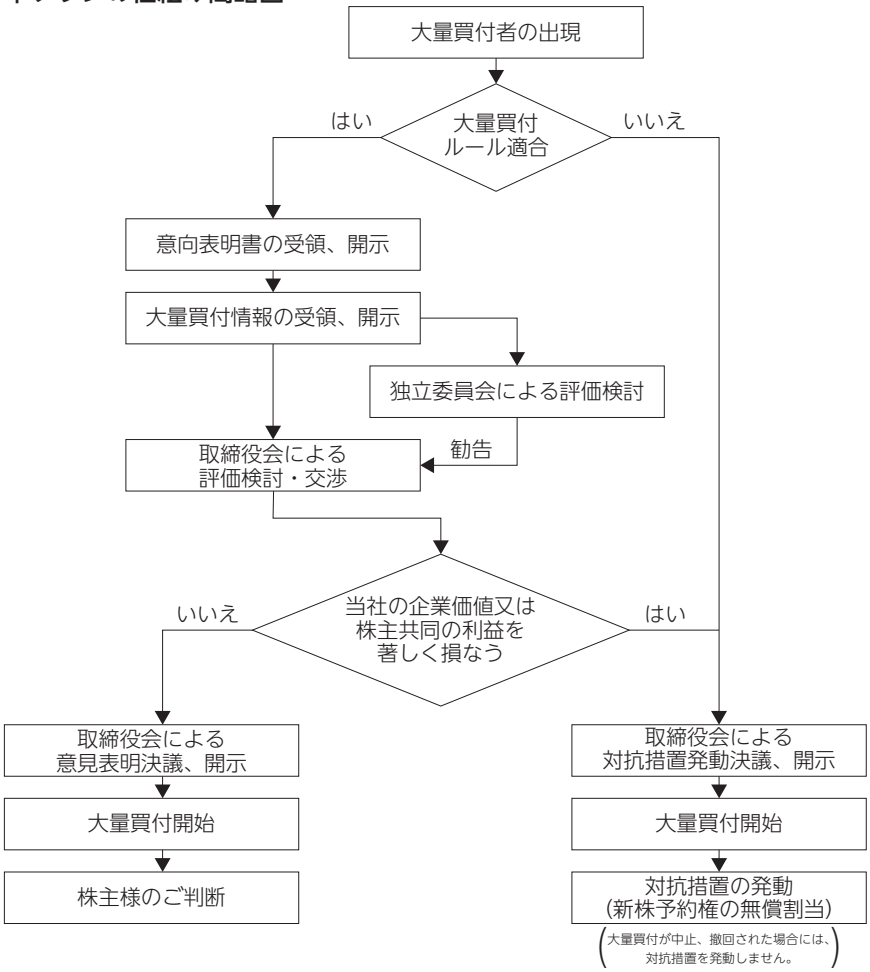
イ．前記②イの取組みは、当社の企業価値を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであるので、前記①の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

ロ．前記②ロの取組みについては、大量買付行為に関する情報提供を求めるとともに、大量買付行為が当社の企業価値を毀損する場合に対抗措置を発動することを定めるものであり、前記①の基本方針に沿ったものであります。またその導入については、株主意思を尊重するため、当社株主総会での承認をその効力発生条件としております。

さらに、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために独立委員会を設置し、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限に尊重して、対抗措置の発動を決議することとしております。その判断の概要については、適時に株主の皆様に情報開示することとしているため、その運営は透明性をもって行われます。

したがって、当社取締役会は、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

**本プランの仕組み簡略図**




本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

（単位：千円）

| 科目 | 第44期（平成28年3月31日現在） |
|---|---|
| **資産の部** | |
| **流動資産** | **24,273,526** |
| 現金及び預金 | 9,823,074 |
| 受取手形及び売掛金 | 10,640,278 |
| 仕掛品 | 1,240,768 |
| 貯蔵品 | 49,388 |
| 繰延税金資産 | 1,102,337 |
| その他 | 1,423,208 |
| 貸倒引当金 | △5,529 |
| **固定資産** | **12,556,631** |
| **有形固定資産** | **4,966,758** |
| 建物及び構築物 | 1,792,241 |
| 器具備品 | 390,307 |
| 土地 | 1,998,156 |
| リース資産 | 786,053 |
| その他 | 0 |
| **無形固定資産** | **1,857,169** |
| のれん | 336,189 |
| その他 | 1,520,979 |
| **投資その他の資産** | **5,732,703** |
| 投資有価証券 | 2,211,178 |
| 繰延税金資産 | 755,102 |
| 退職給付に係る資産 | 1,296,852 |
| その他 | 1,469,868 |
| 貸倒引当金 | △298 |
| **資産合計** | **36,830,158** |

| 科目 | 第44期（平成28年3月31日現在） |
|---|---|
| **負債の部** | |
| **流動負債** | **11,885,865** |
| 買掛金 | 2,693,644 |
| 短期借入金 | 2,354,654 |
| リース債務 | 307,607 |
| 未払法人税等 | 1,147,603 |
| 賞与引当金 | 1,640,443 |
| ポイント引当金 | 1,113,075 |
| 役員賞与引当金 | 10,500 |
| 株式給付引当金 | 1,969 |
| その他 | 2,616,366 |
| **固定負債** | **3,606,078** |
| 長期借入金 | 200,000 |
| 退職給付に係る負債 | 2,797,218 |
| リース債務 | 555,935 |
| 株式給付引当金 | 49,674 |
| その他 | 3,250 |
| **負債合計** | **15,491,944** |
| **純資産の部** | |
| **株主資本** | **20,234,886** |
| 資本金 | 1,681,400 |
| 資本剰余金 | 1,336,688 |
| 利益剰余金 | 17,433,240 |
| 自己株式 | △216,441 |
| **その他の包括利益累計額** | **928,106** |
| その他有価証券評価差額金 | 284,158 |
| 為替換算調整勘定 | 464,569 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 179,378 |
| **非支配株主持分** | **175,220** |
| **純資産合計** | **21,338,213** |
| **負債・純資産合計** | **36,830,158** |

# 連結損益計算書

(単位：千円)

| 科目 | 第44期<br>(自　平成27年4月1日<br>至　平成28年3月31日) | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **45,481,021** |
| **売上原価** | | **33,257,560** |
| **売上総利益** | | **12,223,461** |
| **販売費及び一般管理費** | | **8,340,148** |
| **営業利益** | | **3,883,312** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息・配当金 | 43,932 | |
| 持分法による投資利益 | 39,567 | |
| その他 | 47,906 | **131,407** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 20,219 | |
| 支払手数料 | 6,523 | |
| 器具備品等除却損 | 5,094 | |
| 為替差損 | 17,378 | |
| その他 | 18,003 | **67,219** |
| **経常利益** | | **3,947,500** |
| **特別損失** | | |
| 関係会社株式評価損 | 120,344 | |
| その他 | 11,297 | **131,642** |
| **税金等調整前当期純利益** | | **3,815,857** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,259,541 | |
| 法人税等調整額 | 225,984 | **1,485,526** |
| 当期純利益 | | 2,330,331 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 3,868 |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **2,326,462** |

# 連結株主資本等変動計算書（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 1,681,400 | 1,336,688 | 15,692,531 | △ 221,537 | 18,489,081 |
| 当期中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | △603,388 | - | △603,388 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | - | - | 2,326,462 | - | 2,326,462 |
| 自己株式の取得 | - | - | - | △53 | △53 |
| 自己株式の処分 | - | - | - | 5,149 | 5,149 |
| 連結範囲の変動 | - | - | 17,634 | - | 17,634 |
| 株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額） | - | - | - | - | - |
| 当期中の変動額合計 | - | - | 1,740,708 | 5,096 | 1,745,804 |
| 当期末残高 | 1,681,400 | 1,336,688 | 17,433,240 | △216,441 | 20,234,886 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 113,557 | 532,426 | 603,819 | 1,249,803 | 178,154 | 19,917,039 |
| 当期中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | - | - | △603,388 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | - | - | - | - | - | 2,326,462 |
| 自己株式の取得 | - | - | - | - | - | △53 |
| 自己株式の処分 | - | - | - | - | - | 5,149 |
| 連結範囲の変動 | - | - | - | - | - | 17,634 |
| 株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額） | 170,600 | △67,857 | △424,441 | △321,697 | △2,933 | △324,630 |
| 当期中の変動額合計 | 170,600 | △67,857 | △424,441 | △321,697 | △2,933 | 1,421,174 |
| 当期末残高 | 284,158 | 464,569 | 179,378 | 928,106 | 175,220 | 21,338,213 |

## 貸借対照表

(単位：千円)

| 科目 | 第44期 (平成28年3月31日現在) |
|---|---|
| **資産の部** | |
| **流動資産** | **5,184,471** |
| 現金及び預金 | 3,032,783 |
| 貯蔵品 | 164 |
| 前払費用 | 119,431 |
| 繰延税金資産 | 27,386 |
| 関係会社短期貸付金 | 1,116,500 |
| 未収入金 | 313,783 |
| 未収還付法人税等 | 533,053 |
| その他 | 41,367 |
| **固定資産** | **14,914,741** |
| **有形固定資産** | **3,087,123** |
| 建物 | 1,023,313 |
| 構築物 | 4,617 |
| 器具備品 | 61,036 |
| 土地 | 1,998,156 |
| **無形固定資産** | **113,360** |
| 地上権 | 39,832 |
| ソフトウェア | 47,642 |
| その他 | 25,885 |
| **投資その他の資産** | **11,714,257** |
| 投資有価証券 | 1,265,503 |
| 関係会社株式 | 7,229,695 |
| 関係会社出資金 | 1,290,964 |
| 関係会社長期貸付金 | 116,761 |
| 繰延税金資産 | 1,452,278 |
| 差入保証金 | 691,339 |
| その他 | 9,744 |
| 投資損失引当金 | △342,032 |
| **資産合計** | **20,099,213** |

| 科目 | 第44期 (平成28年3月31日現在) |
|---|---|
| **負債の部** | |
| **流動負債** | **5,512,029** |
| 短期借入金 | 2,300,000 |
| 関係会社短期借入金 | 2,680,000 |
| 未払金 | 372,583 |
| 未払法人税等 | 22,216 |
| 賞与引当金 | 61,585 |
| 株式給付引当金 | 562 |
| その他 | 75,082 |
| **固定負債** | **791,899** |
| 長期借入金 | 200,000 |
| 預り保証金 | 525,102 |
| 退職給付引当金 | 61,168 |
| 株式給付引当金 | 5,628 |
| **負債合計** | **6,303,928** |
| **純資産の部** | |
| **株主資本** | **13,511,126** |
| **資本金** | **1,681,400** |
| **資本剰余金** | **1,336,688** |
| 資本準備金 | 1,336,688 |
| **利益剰余金** | **10,709,479** |
| 利益準備金 | 40,100 |
| その他利益剰余金 | 10,669,379 |
| 別途積立金 | 8,000,000 |
| 繰越利益剰余金 | 2,669,379 |
| **自己株式** | **△216,441** |
| **評価・換算差額等** | **284,158** |
| その他有価証券評価差額金 | 284,158 |
| **純資産合計** | **13,795,284** |
| **負債・純資産合計** | **20,099,213** |

# 損益計算書

(単位：千円)

| 科目 | 第44期<br>(自　平成27年４月１日<br>至　平成28年３月31日) | |
|---|---|---|
| **営業収益** | | **4,728,404** |
| **営業費用** | | **1,787,948** |
| **営業利益** | | **2,940,455** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息・配当金 | 45,503 | |
| 保険解約返戻金 | 2,426 | |
| 雑収入 | 9,955 | **57,885** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 30,524 | |
| 支払手数料 | 6,523 | |
| 器具備品等除却損 | 6 | |
| 為替差損 | 22,244 | |
| 雑損失 | 6,268 | **65,567** |
| **経常利益** | | **2,932,773** |
| **特別損失** | | |
| 関係会社出資金評価損 | 110,292 | **110,292** |
| **税引前当期純利益** | | **2,822,481** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 51,368 | |
| 法人税等調整額 | 108,617 | 159,986 |
| **当期純利益** | | **2,662,494** |

# 株主資本等変動計算書（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 1,681,400 | 1,336,688 | 40,100 | 8,000,000 | 610,273 | △ 221,537 | 11,446,923 |
| 当期中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | - | △603,388 | - | △603,388 |
| 当期純利益 | - | - | - | - | 2,662,494 | - | 2,662,494 |
| 自己株式の取得 | - | - | - | - | - | △53 | △53 |
| 自己株式の処分 | - | - | - | - | - | 5,149 | 5,149 |
| 株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額） | - | - | - | - | - | - | - |
| 当期中の変動額合計 | - | - | - | - | 2,059,106 | 5,096 | 2,064,202 |
| 当期末残高 | 1,681,400 | 1,336,688 | 40,100 | 8,000,000 | 2,669,379 | △216,441 | 13,511,126 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 113,557 | 113,557 | 11,560,481 |
| 当期中の変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | △603,388 |
| 当期純利益 | - | - | 2,662,494 |
| 自己株式の取得 | - | - | △53 |
| 自己株式の処分 | - | - | 5,149 |
| 株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額） | 170,600 | 170,600 | 170,600 |
| 当期中の変動額合計 | 170,600 | 170,600 | 2,234,803 |
| 当期末残高 | 284,158 | 284,158 | 13,795,284 |

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月13日

株式会社インテージホールディングス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　富　永　貴　雄　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　土　屋　光　輝　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社インテージホールディングスの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関

連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インテージホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月13日

株式会社インテージホールディングス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　富　永　貴　雄　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　土　屋　光　輝　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社インテージホールディングスの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算

書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 監査役会の監査報告

## 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果
（1）事業報告等の監査結果
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
（3）連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月17日

株式会社インテージホールディングス 監査役会
常勤監査役 坂本 徹 ㊞
常勤監査役 南郷 格 ㊞
社外監査役 齊藤紀夫 ㊞
社外監査役 中島 肇 ㊞

以 上

特集 Vol.8

# インテー人(じん)に聞く

当社グループの役員・社員(インテー人)へのインタビュー！
ここでは、当社がどのように社会に関わり、貢献しているかを分かりやすくご紹介します。
今回は、株式会社インテージの事業内容についてご説明します。



上席執行役員
株式会社インテージ取締役 檜垣(ひがき) 歩(あゆみ)

## ビッグデータを マーケティング視点で活かし、「知る、つなぐ、未来を拓く」の新時代を作っていく

**経 歴**

| | |
|---|---|
| 昭和39年 | 東京都生まれ |
| 昭和63年 | カゴメ株式会社 入社 |
| 平成 7年 | 株式会社インテージ 入社 |
| 平成19年 | マーケティングソリューション部長 |
| 平成20年 | 事業開発本部 次世代消費者パネル開発室長 |
| 平成25年 | 執行役員 マーケティングイノベーション本部長 |
| 平成26年 | 株式会社インテージホールディングス　執行役員 |
| 平成27年 | 株式会社インテージホールディングス 上席執行役員(現任) |
| 平成28年 | 株式会社インテージ取締役（現任） |

**インテージの主力事業は、消費財・サービスのマーケティング支援事業とのことですが、具体的にはどのようなものなのでしょうか。**

インテージのお客様は、食品や日用雑貨品あるいは車などの消費財メーカー、生活関連サービス企業など、生活者の方々になじみ深い企業ばかりです。

どの企業もそうですが、自社の販売動向はしっかり把握できますが、「市場全体の動向」や、「どういう人が買っていて、商品はどのように使われているのだろう」ということは調べてみなければわかりません。インテージはリサーチ、データサービスを中心に、戦略策定支援、商品開発や広告・コミュニケーションの支援を事業としています。そのベースとなるのが、生活者理解です。

IRサイト・個人投資家様向けサイト
http://www.intageholdings.co.jp/ir/investor/

なるほど！インテージ　検　索

## 生活者理解とは、どういうことでしょう。

生活者理解とは、商品・サービスと生活者との関係を捉える、ということです。もちろん私も一人の生活者です。社会の変化に伴い、私たちの生活スタイルは変えようと思わなくても変わっていきます。そうすると今まで愛用していた商品でも、生活スタイルに合わなくなってしまうことが起こります。例えば、以前は朝に洗濯をして外に干すのが当たり前でした。しかし働く女性が増えて、夜に洗濯をして部屋干しをする人が増えました。このように商品の使い方の変化をきちんと捉えれば、部屋干しすると嫌な臭いがしてしまうといった悩みを解消する新商品の開発や、より生活スタイルに合った商品の使い方が提案できるわけです。
インテージは、お客様企業と生活者をつなぎ、より豊かな生活づくりに貢献し続けたいと考えています。これはインテージグループのビジョンである「知る、つなぐ、未来を拓く」そのものです。

## 注目している事業分野について教えてください。

先ほど生活スタイルの変化と申し上げましたが、スマートフォン(以下スマホ)の普及などに伴う生活スタイルの変化は大きいですよね。電車の中でみなさんスマホを見ています。テレビを見ながらスマホをいじる方も多いようです。企業の広告もテレビを中心としたマス広告だけでなくデジタル広告の割合も高くなってきています。

インテージの行うマーケティング支援事業も変わってきました。テレビとスマホ、PCと3つのメディアへの接触状況を測定するパネル調査(i-SSP)をスタートし、「どのメディアにどれだけ広告出稿すべきか」「広告の効果はどれくらいあったか」などのお客様企業のリサーチ課題にこたえるとともに、デジタル広告の代理販売も行うようになりました。５年前では考えられないような広がりを見せて、非常に面白い時代になってきたと感じています。

この新しい領域であるコミュニケーション分野が、今後の成長の柱になると考えています。

## 株主の皆様へメッセージをお願いします。

ビッグデータの時代と言われますが、ビッグデータをマーケティング視点で活かすことができる企業は、インテージをおいて他にはないのではないでしょうか。大規模なデータを扱う力と、リサーチの技と、生活者理解力を統合して、「知る、つなぐ、未来を拓く」の新時代を作っていきたいと思います。今後の展開にご期待ください。

# インテージグループのご紹介

## 第3回　INTAGE INDIA Private Limited（インド）

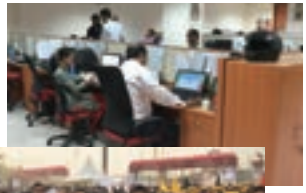
インテージグループの海外現地法人の様子を駐在員がレポートします。
第3回目はインドからです。紹介してくれるのは、
INTAGE INDIA Private Limitedの代表を務める小田さんです。

INTAGE INDIA Private Limited代表
小田 浩樹




インドに駐在し早4年。本当に走馬灯のように年月が過ぎていきました。インド人は驚かない、と言いますが、いちいち驚いては仕方がないというほど毎日何かが起こりますので、私自身もあまり驚かなくなったと思います。とても刺激のある毎日のおかげで、精神が鍛えられています。
インドの人口は12.1億人。インドの将来はこれからです。今後の世界経済を牽引するであろうこの大国の知識をもっと深め、インドの今を伝えていければと思います。

INTAGE INDIA Private Limited（インテージ・インド）は2012年8月に設立され、今年で4年目となりました。2015年の現地調査会社との事業統合により、従業員もインド全土で60名強と一気に増え、新生インテージ・インドとして第一歩を踏み出したところです。社員のインテージ・インドとしての意識も強くなってきました。





### インテージ・インドの業務

文化、言語、風習がエリアによって全く異なるインドでは、1つの案件でも複数の都市で調査を実施することが多く、実査のコントロールおよび品質管理は容易ではありません。また人海戦術によりコトが進むことが多いのがインドの特徴でしょう。通常一人でできるようなタスクでも複数人が絡むため、ヒトのマネジメントも大変です。




安くて新鮮な食材がそろうマーケットで買い物をします。

### 現地の祭り『ホーリー』

3月下旬にホーリーというフェスティバルがあります。粉インクを投げ合ったり、つけあったりするお祭りなのですが、この日に限ってはカーストがなくなり無礼講になるとのこと。
街中でインクまみれになった人たちを見かけ、私もすきあらば知らない人からインクをかけられます。とても和やかなお祭りで好きなのですが、カーストとは何なのかということを改めて考えさせられる時期でもあります。






インドデータ

| | |
|---|---|
| 面　　積 | 328万7,469平方キロメートル（日本の約8.8倍） |
| 人　　口 | 12億1,057万人（2011年） |
| 首　　都 | ニューデリー（New Delhi） |
| 民　　族 | インド・アーリヤ族、ドラビダ族、モンゴロイド族等 |
| 言　　語 | ヒンディー語、英語、ウルドゥー語、ベンガル語 |
| G　D　P | 20,420億ドル（名目、2014年） |
| 一人当たりGDP | 1,612（ドル） |
| 経済成長率 | 7.3（%） |

# 株主還元策

## 株主優待

**対象となる株主様** 毎年9月30日現在の当社株主名簿に記載された、当社株式を1単元(100株)以上保有されている株主様

### 所有株数▶ 100株以上199株(1,000円相当)



Kids Smile QUO カード

### 所有株数▶ 200株以上799株(2,000円相当)



信州そば



花とみどりのギフト券



江戸前佃煮



映画観賞券(イオンシネマ)



北海道カマンベールチーズケーキ



QUOカード(2,000円×1枚)

**寄付**(任意の一団体を指定)

- 財団法人C.W.ニコル・アファンの森財団
- 財団法人日本盲導犬協会
- 財団法人日本ユニセフ協会
- 日本赤十字社(東日本大震災義援金口)

### 所有株数▶ 800株以上3,999株(4,000円相当)



新潟県産特別栽培米こしひかり



信州りんご



QUOカード(2,000円×2枚)



南州黒豚詰め合わせ



十勝スイーツプリン



江戸前佃煮



花とみどりのギフト券

**寄付**(任意の一団体を指定)

- 財団法人C.W.ニコル・アファンの森財団
- 財団法人日本盲導犬協会
- 財団法人日本ユニセフ協会
- 日本赤十字社(東日本大震災義援金口)

### 所有株数▶ 4,000株以上(8,000円相当)



神戸ビーフすきしゃぶ用



江戸前佃煮



QUOカード(2,000円×4枚)



タラバ海鮮鍋セット



信州りんご



活黒 煮魚・焼魚セット



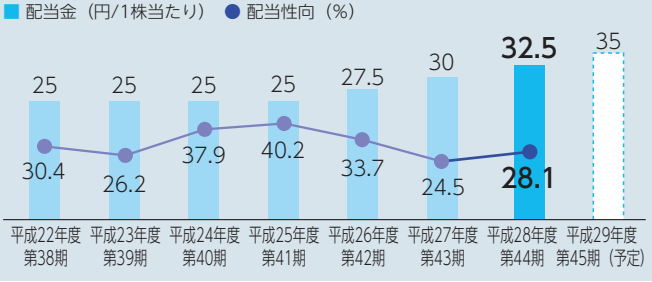
東京国立博物館パスポート

**寄付**(任意の一団体を指定)

- 財団法人C.W.ニコル・アファンの森財団
- 財団法人日本盲導犬協会
- 財団法人日本ユニセフ協会
- 日本赤十字社(東日本大震災義援金口)

## 配当および配当性向

当社は連結業績をベースに、配当と内部留保のバランスを考慮した利益配分を行なうことを基本的な考え方としています。株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけ、連結配当性向は30%を目安にしています。



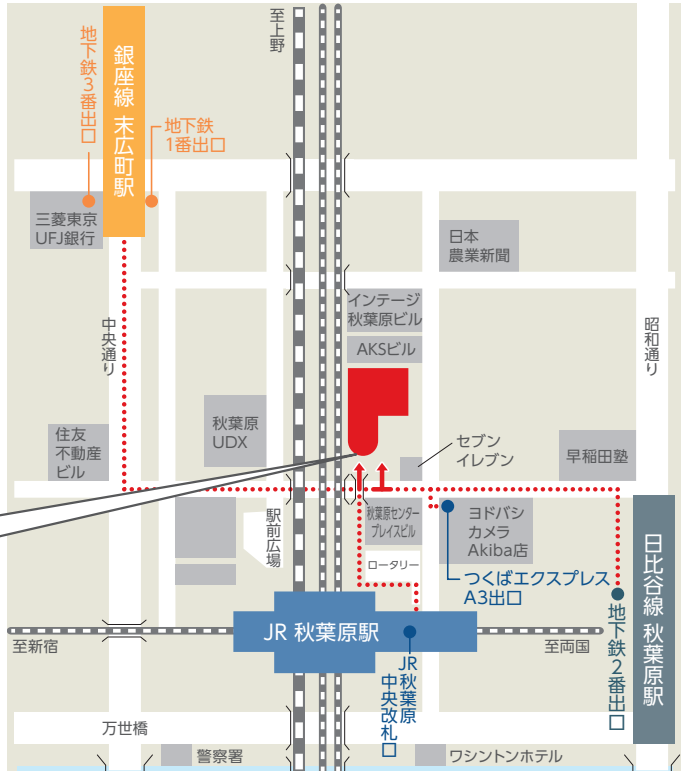

※当社は、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を2株に分割いたしました。平成25年度以前は期首に当該株式分割が行われたと仮定して、配当金・配当性向を記載しております。

## ► 株主総会会場ご案内図

**会 場**

〒101−0022
東京都千代田区神田練塀町3番地
富士ソフト　アキバプラザ
5階　アキバホール






**交 通**

- JR線秋葉原駅 …… 中央改札口 徒歩2分
- 東京メトロ銀座線末広町駅 …… 1番または3番出口 徒歩5分
- 東京メトロ日比谷線秋葉原駅 …… 2番出口 徒歩4分
- つくばエクスプレス秋葉原駅 …… A3出口 徒歩2分


**株式会社インテージホールディングス**

〒101-0022 東京都千代田区神田練塀町3番地 インテージ秋葉原ビル
Tel. 03-5294-7411


UD FONT